

改正水質汚濁防止法の概要について

昨年6月に水質汚濁防止法の一部が改正され、平成24年6月1日から施行されることになりました。

今回の改正により、有害物質を使用、貯蔵している施設について新たに水質汚濁防止法に基づく届出が必要になり、また、構造設備基準、定期点検等の遵守が義務付けられることになります。

1 改正の背景

昨今の調査によって、工場又は事業場からの六価クロム、テトラクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明しています。

地下水は、一度汚染されると、浄化することが大変困難なため、今回の改正が行われることになりました。

2 改正の概要

対象施設:①有害物質使用特定施設、②有害物質貯蔵指定施設等

①有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理する特定施設

②有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、その施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある(有害物質を含む水が液体で漏えいするような)施設

※有害物質とは、六価クロム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機溶剤、農薬等、水質汚濁防止法で定められている26項目(平成24年2月末時点)

(1) 対象施設について届出の義務

・施設の構造、設備、使用の方法等についての届出

(2) 構造等に関する基準遵守の義務

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設

(4) 定期点検義務の創設

3 改正法の施行日:平成24年6月1日

4 既設の施設等で改正法により新たに届出対象となった施設

(1) 下水道に排水の全量(雨水を含む)を放流等している有害物質使用特定施設

(2) 有害物質貯蔵指定施設

○改正水濁法施行日から30日以内に都道府県等への届出が義務付けられてい

ます。

5 構造等に関する基準及び定期点検の方法

対象施設により A, B, C, の 3 基準に分けられます。

- (1) 法施行後、新設・構造変更される施設 → A 基準
- (2) 既設の施設 → B 基準
- (3) 既設の施設で改正法施行後 3 年間適用できる基準 → C 基準

※既設の施設に対して

①改正法の施行後 3 年間（平成 27 年 5 月 31 日まで）は構造等に関する基準の適用が猶予されます。当該期間は、定期点検が義務づけられています。
(C 基準)

②改正法の施行後 3 年以降（平成 27 年 6 月 1 日から）は、構造等基準を A 又は B 基準に適合させる必要があります。

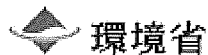
※定期点検の結果の記録

施設の構造・設備、使用の方法について定期に点検し、その結果を記録・保存（3 年間）しなければなりません。

6 構造等に関する基準の対象について

次の事項について構造等に関する基準が適用されます。

- ① 施設の設置場所の床面及び周囲
- ② 施設本体
- ③ 地上配管
- ④ 地下配管
- ⑤ 排水溝等
- ⑥ 地下貯蔵施設等
- ⑦ 使用方法



報道発表資料

Press Release

平成23年3月8日

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について (お知らせ)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案が、本日3月8日(火)に閣議決定されました。

1. 改正の趣旨

地下水は一般に水質が良好で、水温の変化が少ないこと等から、我が国では、身近にある貴重な淡水資源として広く利用されてきました。現在でも、都市用水(生活用水及び工場用水)の使用量のうち約25%を占めている(平成19年度)ほか、災害時等緊急時の水源としても重要です。

しかしながら、近年の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明しました。

これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害な物質の漏えいが原因の大半でした。

一方、地下水は、いったん汚染されると多くの場合は回復が困難なため、汚染を未然に防止することが非常に重要です。

このような現状にかんがみ、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第177回通常国会に提出するものです。

2. 法律案の概要

(1) 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けるものとする。

(2) 基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等(※)は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。

(※) 有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)及び有害物質使用特定施設(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)の設置者が(2)～(4)の措置の対象。

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設

[1] 計画変更命令等

都道府県知事は、届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命ずることができることとする。

[2] 改善命令

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命

ずることができることとする。

なお、既存施設については、(2)と(3)の適用は、施行後3年間猶予する。

(4) 定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、定期的にその施設の構造等を点検し、その点検結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けることとする。

3. 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

添付資料

- [法律案概要\[PDF 199KB\]](#)
- [要綱\[PDF 104KB\]](#)
- [案文・理由\[PDF 150KB\]](#)
- [新旧対照条文\[PDF 230KB\]](#)
- [参照条文\[PDF 165KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局土壌環境課
地下水・地盤環境室
直通: 03-5521-8309
代表: 03-3581-3351
室長: 宇仁菅 伸介(内線6670)
補佐: 唐沢 潔(内線6671)
補佐: 遠藤 光義(内線6672)

環境省水・大気環境局水環境課
直通: 03-5521-8306
課長: 吉田 延雄(内線6610)
補佐: 永浜 享(内線6616)
担当: 松浦 小百合(内線6602)
担当: 江藤 文香(内線6517)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

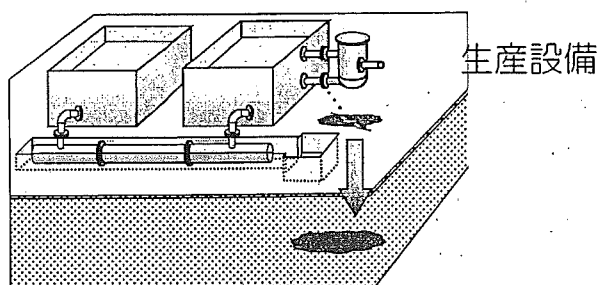
平成23年 3月
環 境 省

改正の背景

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

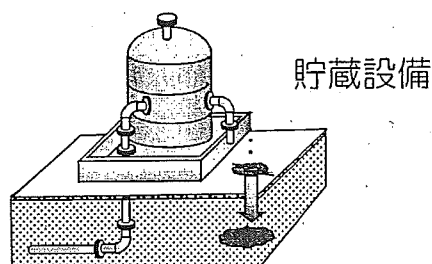
地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

【地下水汚染事例1】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

↓
周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

改正内容(案)

(1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を防止！

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。

有害物質【水質汚濁防止法(第二条第二項第一号)で定める】

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1・2-ジクロロエタン
- 14 1・1-ジクロロエチレン
- 15 シス-1・2-ジクロロエチレン
- 16 1・1・1-トリクロロエタン
- 17 1・1・2-トリクロロエタン
- 18 1・3-ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 20 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- 21 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

追加 <u>予定</u> 項目	1: 塩化ビニルモノマー (平成 24 年度予定)
	2: 1, 2-ジクロロエチレン(")
	3: 1, 4-ジオキサン (平成 25 年度予定)